

令和元年第3回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和元年9月17日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

| | | |
|-------|-----|---------|
| 議 長 | 6番 | 伏 屋 隆 男 |
| 副 議 長 | 1番 | 竹 中 光 重 |
| 議 員 | 3番 | 尾 関 俊 治 |
| 〃 | 4番 | 川 島 功 士 |
| 〃 | 5番 | 田 島 清 美 |
| 〃 | 7番 | 岡 田 文 雄 |
| 〃 | 8番 | 安 田 敏 雄 |
| 〃 | 9番 | 船 橋 義 明 |
| 〃 | 10番 | 長 野 恒 美 |

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

| | |
|----------|---------|
| 町 長 | 古 田 聖 人 |
| 副 町 長 | 川 部 時 文 |
| 教 育 長 | 宮 脇 恭 顯 |
| 監 査 委 員 | 小 林 正 明 |
| 総 務 部 長 | 村 井 隆 文 |
| 企画環境経済部長 | 堀 仁 志 |
| 住民福祉部長 | 服 部 敦 美 |

| | |
|----------------|---------|
| 建設部長兼水道部長 | 田 中 幸 治 |
| 教育文化部長 | 足 立 篤 隆 |
| 会計管理者 兼会計課長 | 那 波 哲 也 |
| 総務課長 | 佐々木 正 道 |
| 企画課長 | 山 内 明 |
| 建設課長 | 森 泰 人 |
| 水道課長 | 天 野 富 三 |
| 教育文化課長 | 田 島 茂 樹 |
| 学校給食センター所長 | 松 本 好 春 |

1. 本日の書記は、次のとおりである。

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 平 岩 敬 康 |
| 書 記 | 早 崎 千 穂 |

1. 議事日程（第3号）

令和元年9月17日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 第70号議案 笠松町公共施設巡回町民バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 第46号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第4 第47号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第5 第48号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 日程第6 第49号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第7 第50号議案 笠松町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第51号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第52号議案 笠松町多目的運動場条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第53号議案 笠松町行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第54号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第12 第55号議案 笠松町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第56号議案 笠松町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第57号議案 笠松町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第58号議案 円城寺雨水調整池（機械設備）整備工事請負契約の締結について
- 日程第16 第59号議案 町道の路線認定について
- 日程第17 第60号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 第61号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 第62号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 第63号議案 令和元年度笠松町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 第64号議案 平成30年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 第65号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 第66号議案 平成30年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 第67号議案 平成30年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 第68号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 第69号議案 平成30年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、1点御報告申し上げます。

監査委員より令和元年度7月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 散会後の工事請負契約の締結で、第1水源地建設工事、北及汚水幹線管渠埋設に伴う配水管・配水補助管布設及び布設替工事、下水道工事（松枝58工区）に伴う配水管布設替工事（1工区）、下水道工事（松枝58工区）に伴う配水管・配水補助管布設替工事（2工区）、円城寺雨水調整池（電気設備）整備工事、以上5件であります。契約金額、契約の相手方、工期、工事内容等、詳細につきましては、お手元の議案資料1ページから8ページをお目通しください。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

日程第2 第70号議案から日程第26 第69号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、第70号議案から日程第26、第69号議案までの25議案を一括して議題といたします。

第70号議案の提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） 追加議案の1ページ、第70号議案 笠松町公共施設巡回町民バス設置条例の一部を改正する条例についてであります。

議案資料の一番最後の9ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年7月2日付で、運転免許証の自主返納者の利便に資する各種施策の充実等について、国のほうから通知がございまして、笠松町においても、高齢者の運転による交通事故が発生しており、高齢者ドライバーに対するさらなる交通安全施策充実のため、高齢者の自主的な運転免許証の返納を支援するため、笠松町公共施設巡回町民バスの免除制度を拡充するものであり

ます。

資料のほうの第4条関係で、使用料の免除の規定がございますが、免除対象者に運転免許証返納者を追加するものでございまして、資料の9ページの新旧対照表にございますように、町長は、重度の身体障害者、知的障害者又は運転免許証返納者で、町長が特に必要があると認める者は、使用料を免除することができるよう改正するものでございます。

なお、この運転免許証返納者の定義につきましては、この巡回町民バスの設置条例施行規則の一部改正をして規定いたします。ここには書いてございませんが、笠松町に住民登録がある65歳以上で、平成29年4月1日以降に有効期限期間内の運転免許証を自主返納された方で、巡回町民バス使用料を1年間免除するという制度を設けるものでございます。

この平成29年4月1日といたしますのは、県の公安協が平成29年3月に道路交通法が大幅に改正されまして、高齢者の認知症対策が強化されたのを受けて、この県の公安協のほう自主返納を促す目的で運転経歴証明書の申込手数料は1,100円かかるわけですが、これを助成することとした日を笠松町も採用したいと考えております。

施行期日は、10月1日でございます。よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。ただいま提案の第70号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第70号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことに決しました。

第46号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり同意されました。

第47号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり同意されました。

第48号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この会計年度任用職員ということでは、これまでの嘱託、非常勤の方たちについての呼び方がこのように変わるということでお聞きしましたが、よろしくお願ひいたします。

第2条前条の給与とはということで、フルタイム会計年度任用職員と、パートタイム会計年度任用職員に分かれることになっていると思えますが、そしてその給料表が15ページから載っていると思えます。

まず、これまでの嘱託、それから非常勤などの臨時職員の方たちについては、どのような対応をされていたのかお聞きします。

そして、フルタイムというのは、20時間以上の勤めをやってくださる方とかいろいろな規定があるようですが、そのあたりをあわせて説明をしていただきたいと思えます。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、お答えをさせていただきます。

会計年度任用職員の概略的なお話かと思えますけれども、今までについて御回答をさせていただきますと、現状は、笠松町は嘱託員の取扱要綱という要綱ですとか、笠松町の臨時雇用職員の雇用労働条件等に関する要綱を持っておりまして、それぞれ報酬ですとか給与、賃金等の制度的なものを定めて、運用をさせていただいております。

今般、全国自治体では、こういうパートタイムといいますか、臨時職員の雇用が、それぞれいろいろな職務が出てくる中で増大してきているというような状況にあって、各市町村でその任用の状況とかがまちまちであることとかが問題視されてまいりまして、国においては地方自治法ですとか、地方公務員法というような法律の改正がなされました。その改正の際に、今回、

会計年度任用職員という新たな概念が生まれてまいりまして、市町村においてはその法律に基づいた条例を制定し、任用していくというようなことになりました。今回こういった条例で、給与を初めとした処遇面もろもろの基本的な事項を制定させていただきまして、法律の施行であります来年4月1日から運用をしていこうと、こういったようなものでございます。

あと、先ほどフルタイムとパートタイムということでお尋ねをいただきました。基本的にフルタイムは私ども一般職と一緒に、週の労働時間が38時間45分の者、あとパートタイムの方については、それより勤務時間が短い方を指します。

現状では、私どもの嘱託員の方、また臨時職員の方は、一般職、私どもより短い勤務時間の中で、それぞれ職務内容に応じて職務についていただいておりますので、移行後においては、主にパートタイムの会計年度任用職員のほうに移行するというような形になろうかと考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 基本的にはフルタイム会計年度任用職員に値する方たちというのは、週20時間以上働く人。それから、その他の方がパートタイム任用職員となると、そのように理解してよろしいでしょうか。

そして、提案説明をしていただいたときの関係で、いわゆる1週間に20時間以上働くという方が全部で61名、165名のうち61名が要するにフルタイム職員という形になり、残りの104名は雇用保険のない形になるという説明を受けたように思います。このフルタイム会計年度任用職員という方たちは、15ページからにあります給料表に基づいて給与も、それからその他につきましても、費用弁償など期末手当のほかに正規職員と同じような対応がされるということになるのでしょうか。そのあたりをお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

一番の前提として、フルタイムとパートタイムの違いでございますが、20時間ということをおっしゃっているのですが、基本はフルタイムというのは、1週間当たりの勤務時間が我々常勤の職員と同一の方、週でいいますと38時間45分勤務の方です。それと比べて時間が短い方をパートタイムというような形で分けをすることになっております。

それで、御質問の中で、雇用保険があるかないかといういろんなお話もありましたけれども、こちらについては健康保険法ですとか雇用保険法の要件を満たす職員については、そのような社会保障をしながら任用させていただいているというような現状でございます。

また、20時間のところを境で差が出てまいりますのは、今回新たに期末手当が支給されることとなっております。こちらについては、6カ月以上の雇用期間がある職員が対象になってお

りまして、加えて規則で定める者を除くというような言い方をしておるんですが、こちらのほうでは週の勤務時間が20時間未満の者で、20時間未満の方については期末手当の支給がないということです。支給を受けられるのは6カ月以上の雇用期間があつて、なおかつ週の勤務時間が20時間以上の方が対象になってくるというような規定をさせていただいているというところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） そうしますと、フルタイム会計年度任用職員というのは週38時間45分働く、いわゆる正職員と同じ働き方の人をフルタイム会計年度任用職員、そのほかの全てがパートタイム会計年度任用職員ということになる。週20時間以上の方には雇用保険の適用とあわせ、期末手当も支給すると、そういうことなんでしょうか。

そして、20時間以上働いた方というのが最初に質問しました61人で、時や時代や年数によっても違うかもしれませんが、とりあえず現状、165の方がいらっしゃるというのは、これは正職員も入れてじゃないんですね、パートの職員だけですか。笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の対応の関係ということになりますので、この165名というのは全職員の中でフルタイムと、またフルタイムじゃない人の中でもこんな分け方になるということなんでしょうか。このいただいている資料で聞いているんですが、これは正職員のほかに165名のパート職員などがいるという内容になっているんですが、このフルタイム任用職員のところでは、この表とは別の説明事項になるんですか。そこら辺もちょっと教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

議員さん、お手持ちの資料の中で165名とおっしゃいますのは、現在、町の嘱託員ですとか、臨時職員の先ほどの要綱に基づいて任用させていただいている職員の総数で、一般職以外にこれだけの臨時職員の方に職務に従事していただいているというのが現状になってございます。

それで、御参考までですけれども、今後の町の事務事業の状況ですとか、労働者の方の状況とかいろいろございますが、今現在このままで新たな制度のほうに移行した場合には、ここにございます165名の方が会計年度任用職員として任用されるということになってまいります。基本的に先ほどのフルタイムとパートタイムと2つ区分がございまして、ここに上げてございます165名の方というのは、パートタイムの会計年度任用職員になるということで、今の現状で申しますと、フルタイムの会計年度任用職員という形で移行されるような状況の方はお見えになりません。以上です。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 議案勉強会のときも聞いたんですけれども、例えばふらっと笠松だと、笠松町任用と商工会任用とほぼ同じような労働条件で働いていて、週20時間は超えると思うんですが、この場合、違いが出たりするということはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

それと、関連なんですけれども、例えば競馬とか広域連合というのは、それぞれに議会があるので、そういう方がおられれば、議会に対してそういう議案が出てくる、特別地方公共団体としてそういう議案が出てくる可能性があるのか。

その他、教育委員会は岐南町が所掌されているので、岐南町の議会でそういうことになるのか、また衛生施設組合に関しては、議会でまた同じようなことになるのか、そういう関係の方がお見えになるのかどうかということもわかれば教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目のふらっと笠松に勤務される職員との兼ね合いでございますが、こちらにつきましては、私ども本議会で条例のほうを御議決いただきました後に、周知期間とか関係団体との調整などもございまして、来年4月からの施行に向けて、いろいろ制度の周知等々、調整に努めてまいりたいと考えております。

2点目の競馬ですとか広域連合等でございますけれども、それぞれ特別な地方公共団体に該当いたしますので、一部事務組合ですとか広域連合の中で、必要があれば必要な規定の制定をされながら運用をされていくものと認識をいたしております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） わかりました。

今議会で議決されればということなんですけれども、その場合、例えば20時間を超えるということで、期末手当の対象になるというふうに考えていいのでしょうか。例えば、商工会の2人も多分同じような労働条件なので、同一労働同一賃金という考え方からいくと、同じようになる可能性があるのかどうか。その場合、商工会に対して、その分の補助金は笠松町がアップすることがあるのかどうか。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 今回のこの48号議案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき改正を行うものでございまして、ふらっと笠松で、笠松町で1名直接採用しているんですが、この方は適用になります。ですから、今商工会が採用されてみえる方とか、例えば今、町から補助金を出しています地域振興公社とか、あと保育所関係とか、そういったところには適用されません。

ただ、この今回の法律の改正の一番の根源であります同一労働同一賃金、ワーキングプア対策、そういったことが根幹にはございますので、今後協議して決めていくことになっておりまして、まだ具体的には決まっておられませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

まだ保育所、地域振興公社があったんですね。すっかり忘れていましたけど。そこでそういう方がお見えになるかどうかというのはわかりませんが、とりあえずふらっと笠松の中でいざこざが起きないようにだけはしっかりとさせていただきたいというふうに思います。以上、お願いして終わります。

○議長（伏屋隆男君） ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

僕が一番思うのは、やはり今働いていらっしゃる方を雇用の面でしっかり確立するということ。先ほどの説明では、もともと自治体によってばらばらであったのを新しく条例を決めて、このフルタイムとパートタイムの確立をしっかりとするということですが、この施行は大事なことで、来年の予算に繰り込むためにも、予算的にはどのくらい、どんなような様子になるのか。また、村井部長の話では、百六十何人、ほとんどパートタイム勤務の方が多いということでした。我々もこれまた新しい年度に向かって予算を組まなきゃならんのですが、そこら辺の国からの、上からのある程度の雇用を確保するというのが第一目的なのか。それと予算的に令和2年に向かって、予算がある程度かかわってくるようになるのか、一遍そこら辺のところだけ少し教えていただきたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

この制度が創設された経緯につきましては、基本的には地方公共団体において、任期の定めのない常勤職員、我々一般職の職員をいうんですけど、中心に公務の運営を原則としつつも、最少のコストで最も効果的な行政サービスの提供を行うために、幅広い行政分野で事務の種類や性質に応じて臨時職員の方ですとか、非常勤の職員を多種多様な勤務形態で任用しているというような現状がございました。それが全国いろんな状況の中でというようなお話でございます。

そういったことを踏まえまして、今回新たにこういう会計年度任用職員制度が創設されまして、法律に基づいて、その法律に基づいた条例を市町村で制定して任用していくというような

形で制度が確立されたというもので、御理解をいただければと思っております。

なお、予算につきましては、基本的に今現在就労いただいている方の御意向等や実際の現場の職務内容等を踏まえながら、制度説明ですとか、来年度以降の任用に努めてまいりたいと考えております。

そして、今回の制度創設で一番大きなものは、期末手当が新たに支給されることとなります。これについては概算の試算でございますが、今現在で、大体920万円ほどの予算が必要になると認識をいたしているところでございます。加えて社会保険料等にもこういった給与ですとか賃金の部分ははね返ってまいる部分がございますので、それを含まれますと、もう少し予算が必要となってくると認識をいたしております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

今言われたように、また勤務状態も変わってくるかもわかりませんが、この任用制度に向かって、パートタイム、また臨時職員の方がこうして雇用を確立するというのを、今勤めているらっしゃる職員の方に周知をしっかりとさせていただきたい。地方公務員と変わらないような待遇になってくると思っていますので、そこら辺はきちっと教えていただいて、しっかりと町のために働いていただくように。お金だけ期末手当で払って、いただくものはいただいて、あとは私はパートだから知らないよということではなくて、やはりそれをしっかりと町のほうから指導をしていただきたいと思いますと思ひまして、要望しておきます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

第49号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 大変恥ずかしい話ですが、この成年被後見人という方については、これまでどうなっていたのか。全国的には187カ所ぐらゐの改正があるが、笠松町だけでいゑば4つの条例で済むということですが、具体的にこれまで成年被後見人はどのような扱ゐであり、これからはどのようなになるのか、具体的に教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それではお答えをいたします。

まず、成年後見制度についてでございますが、こちらにつきましては、精神上の障害により判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な方々につきまして、その判断能力を補って、その方々の財産等の権利を擁護するというような制度でございまして、こちらのほうの申し立てをされまして、家庭裁判所より成年後見人というように形で審判を受けた方々が該当をしております。

今回の法律につきましては、そういった成年被後見人等ということだけで、資格ですとか職種ですとか業務から一律に排除するような規定、いわゆる欠格条項と呼ばれるものでございますが、これは地方公務員法においてもそうなんです、なることができないというようなことで、一律に排除されているという状況がございました。こういった方々に対する人権の尊重ですとか、不当に差別をされないようにということで、今、議員さんがおっしゃっていただきましたように、187の法律において、こういったような規定の整備がなされたところでございます。

今後につきましては、そういった方々の個別的、あと実質的に審査して、それぞれの制度ごとに必要な能力の有無を判断するというような規定を置きながら、適正に判断をしていこうというような考えのもとで、今回の法律が制定され、笠松町においては、その法律によって影響を受ける条例が4条例ございまして、今回この整備条例を提案させていただいて、法律の趣旨にそぐうような形での条文整備をさせていただくという内容のものでございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

第50号議案 笠松町印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

第51号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） この51号議案は、給食費の公会計化に伴うこの条例の改定だと思ったんですけども、関連の質問も含めて質問をさせていただきますが、給食センター献立委員会委員にも日額3,600円ということなんですけれども、PTAの役員の方とか学校の先生方も入っておられたと思うんですけれども、それに関しても同じように支給されるということによかったのでしょうか。

関連になるんですけれども、給食費の徴収業務というのは、具体的にどのような形で行われるのかお知らせください。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

給食センターの献立委員会の報酬の件でございますが、今現在は小学校の各PTAの代表の4名の方に報酬を支払っております。

それから、給食費が公会計になりまして、どういうふうに徴収をするかということになりますけれども、口座振替をお願いする予定でございますので、今までと同じように依頼書を出していただいて、口座から引き落とす方法で徴収する予定でございます。

今回の物資選定委員会の報酬につきましては、今回PTAの代表はお一人でしたので、そちらの方にお支払いする予定でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

私も給食委員会の委員というのをやったことがあり気になりましたので、質問させていただきました。先日の新聞に、公会計にしたら給食費の未納がふえたという記事が出ておったんですが、そのことについてどのように分析され、どういうふうにされるおつもりでいるのか、笠松町としてもふえてしまうのかどうかということについては、どのようにお考えですか。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

給食費の滞納の件でございますけれども、笠松町の全ての保護者の方に口座振替をお願いいたしますので、そちらで納めていただけるものと思っております。

納付期限までに納付されなかった場合の対応につきましては、納付期限後20日以内に督促状を送付いたしまして、督促状送付後は状況を見まして、定期的に文書で催告をいたします。

それで、納付の延納等の相談がございましたら、随時対応させていただいて、そういったところでも納付されなければ、最後は必要に応じて法的措置ということになりますけれども、皆様納めていただけるものと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） そうですね。当然そういう答弁になるとは思いますけれども、私も何回もお願いして公会計にしてもらったということもありますので、ぜひきっちり払っていただけるよう努力してください。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

第52号議案 笠松町多目的運動場条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） 今回この多目的運動場の使用料の改正なのですが、サッカー協会等、いろんな面で御利用いただいて、この笠松町には立派な運動場があるということで、他所から来ていただいている方に大変喜んでいただいております。

それで、関連なのですが、前の町長、広江さんのときから、あの運動場は、今、米野運動場、多目的運動場、勤労青少年、江川、米野でいろいろ名前がついているのを一括化して笠松町青空運動場とか、何か一つ考えておきますということでしたが、それから話が消えてしまいました。あの堤防沿いに私の住まいがあるものですから、どこに運動場があるんですか、この江川運動場はどこですか、米野運動場はどこですかと聞かれます。よそから来る人はどこが米野やらさっぱりわからなくて、そういうことを今でも考えていらっしゃるのか。この際、笠松町をPRするためにも、来年度に向けて大きな看板をつけてはどうですか。モニュメントと笠松駅前のモニュメントはいただけるのが早かったんですが、それ以降、運動場全体ではないです。今度岐南町もすばらしいトイレをつくれるそうですが、笠松町にもつくってくれということはいりませんけれども、そこら辺をどのように考えていらっしゃるか。担当の文化部長か、町長か、副町長か、作りませんかとはっきり言ってもらっていいので、現状そのままで行くものなのか、そこら辺だけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ありがとうございます。

私も町長になってから、安田議員の主催の野球の開会式などにお邪魔するんですが、正直言って、どこやろうなあというふうを確認することがあります。確かにわかりにくいんですが、その一方で、その名前が定着してしまっている。特に利用者の方というのは大体ほぼ決まっていりゃいますんで、そこらあたり急に名前を変えると戸惑ってしまうと、そういった懸念もあると思います。

ただ、御承知のようにサイクリングロードも整備されました。先般、国交省の方ともお話しする機会があったんですが、あのあたりを愛知県側とつなげて、サイクリングのまちというのもおもしろいんじゃないかといったお話も承っておりますし、岐阜県で一番集客が多い河川環境楽園とのつながりもあります。そういったトータルの面で、もし仮に名前を変えたとしたら、ただ名前を変えるだけではなく、ネーミングライツということで、少しでもそれでお金が入ってくるようなそういった方法も含めながら、じっくりといろんな方々の意見もお聞きしながら考えていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

古田町長さんもいろいろと勉強されておると思っています。本当にすばらしいこの運動場ですの

で、今言われたように何とかサイクリングロードを環境楽園と笠松競馬場を結んでいただきたい。この河川敷の活用ということは、これからの若い子供たちに向けて、後世につないでいかなきゃならないと思っていますので、前向きに検討をしていただきたい。岐阜工業高校の県の施設もありますので、笠松町単独で考えるんじゃなくて、県のほうも何か利用できることがあれば、県会議員にも言っていただいて、一つの予算づけもしていただいて、前に進めていただきますように要望をしておきますので、よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

第53号議案 笠松町行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

第54号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

第55号議案 笠松町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

第56号議案 笠松町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

第57号議案 笠松町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 支給審査委員会をもって支給の額を決めていくという中身だと思いますけれど、この支給審査委員会は新しい設定になると思いますが、どのような方で考えておられるのかお尋ねします。4から7名とは聞いておりますが、お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

今回、条例改正におきまして設置をさせていただきます災害弔慰金の支給審査委員会につきましては、金額等ではございませんで、その災害自体の被害が自然災害によるものであるかというような判断が困難な場合において、その審査会において支給の可否を決定していただくというような審査会になります。こちらのほうは、阪神・淡路大震災以降、こういったケースがあったということで、このたび法律のほうが改正されて、市町村に設置に対する努力義務が置かれましたので、それに呼応する形で、笠松町としても対応してまいるという内容のものでございます。

それで、合議制の機関ということで、委員の総数が4人から7人ぐらいを現在想定しております。その委員の構成の職種といたしましては、医師、こちらのほうは内科、外科、精神科、整形外科、いろいろなところがあるかとは思いますが。あと弁護士、あとは担当部署の職員ですとか、そのほか大学の教授、あるいはソーシャルワーカーというような方々を今想定しながら、設置に向けて進んでまいりたいと考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 自然災害かどうかを審査するということですが、この千葉の大変な災害の中で、ゴルフ場の鉄塔が倒れたのに対して、風速30メートル以下だったら自然災害でなくて、30メートルを超えた場合は自然災害とみなすと、そしてその自然災害がその建てたところの方の責任になるのか、そういうあたりを審査するという中身ですか。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） その審査についてでございますが、わかりやすく言いますと、災害の直撃により死亡された、要は裏山が崩れて、それに起因して亡くなられた以外のほかに、例えば最近ですと、災害関連死というような疑いが言われるような事案もございまして、そういったところで、支給の可否について判定が困難だというときには、そういった合議制の審査会において審査をしていただいて、支給の可否を決定していくというような内容のものになっております。

ですので、議員さんお尋ねのような事案について審査の可否を決定するような審査会ではございません。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、その自然災害はここで決めるわけじゃないだろうと思いますので、災害が起きた時点から笠松町にかかわる問題があったときに、その人命の問題だとか、事故の問題だとか、そういうところで審査し、それに対する弔慰金などを出していく、そういうのをやるところと、そんなふうにしていいですか。大事なことで、これは必要だとは思いますが、何かこれまでにいろんなことがあって、こういう提案になってきたんではないかと思しますので、その経過から教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

この災害弔慰金とか災害見舞金のことについてなんですが、こちらのほうは災害弔慰金の支給等に関する法律という法律がございまして、この法律に基づいて支給等をさせていただいてくることになります。

実施主体が市町村ということで、対象の災害としては、自然災害等で一つの市町村において住居が5世帯以上滅失したような災害ですとか、都道府県において云々というようにいろいろな要件がございまして、こちらの要件に該当した場合に、こういった災害弔慰金の支給が法律、また条例に基づいて支給をされるというようなことになっております。

先ほどの繰り返しになってしまうんですけども、そうした状況の中で、自然災害の直撃に起因するものなのか否か、その因果関係等が判断が困難なようなものが出てきたときには、それがそうなのかどうなのかということ審査するための審査委員会を、今回規定上整備させていただいて、今後有事の際にはそういった対応をしてみたいと考えております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

審議の途中ですけれども、11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時03分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

第58号議案 円城寺雨水調整池（機械設備）整備工事請負契約の締結についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

第59号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

第60号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 歳出のほうで、3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費ですが、矯正施設所在自治体会議負担金というのはどのような内容なのかお尋ねします。

それから歳入のほうなんです、48ページ、14款 県支出金で3項 委託金、教育費委託金、

小学校への委託金で49万7,000円、ふるさと魅力体験事業委託金、これの事業についてお尋ねします。

もう一つ上の14款 県支出金、2項で、1目 総務費補助金で、防災備品の整備事業補助金として50万ありますが、これの説明をよく聞いておりませんでしたので、どんな内容なのかお尋ねします。

以上、お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

私のほうからは、51ページの社会福祉総務費の中の矯正施設所在自治体会議負担金のことについて、お答えさせていただきます。こちらは、刑務所や少年院などの矯正施設が所在する市町村が、矯正施設とともに地域における再犯防止策等を推進するなど、地域の特性や課題に応じた安全・安心で活力ある地域づくりを積極的に進めることを目的として、情報交換や連携やネットワークの形成などを行うためにその会議のほうに参加するというものであります。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

ふるさと魅力体験事業につきまして、岐阜県では、県内の自然・歴史・文化・産業等に関する施設や史跡等の1カ所以上を訪れ、体験学習を実施した場合にこちらの委託金をいただけることになっております。

今年度につきましては、笠松小学校が美濃和紙の里会館に行かれます。これは、美濃和紙の歴史やその製造工程、紙すきで使う道具等について、観察や体験を通じて岐阜県の伝統産業について学ぶということです。

松枝小学校につきましては、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館へ行きます。こちらは体験学習を通すことによりまして、航空宇宙産業の最先端技術を学んだり、これまでの歴史を学んだりすることで、バスの借り上げ料ですとか、それに伴う学習費用を事業費として県支出金でいただけることになっております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは48ページの県支出金、1目 総務費補助金の防災備品整備事業補助金についてお答えをさせていただきます。

本年度、避難所の備蓄品といたしまして、アルミヒートブランケットを1,500枚購入をさせていただきました。

この事業に対する補助メニューといたしまして、避難所環境整備事業補助金という制度がございましたので、申請を行いましたところ、今般交付決定をいただきましたので、その財源補正等をさせていただくという内容のものでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

もう一つ、52ページの9款の教育費の小学校費で、松小の問題なんです、屋上のモルタルが剥がれて調査するという費用だということですが、松枝小学校、この調査をやっていきますと、相当な直すところが出てくるのではないかとも思って見ておるんですが、この調査はいつまでに行うのか。それを直すのは多分、学校のお休みのときにしかやれないと思いますが、冬休みか春休みかに執行できるような状況になるのでしょうか。その点、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

松枝小学校のモルタルの落下に伴います劣化状況等調査業務委託につきましては、9月中旬に調査を何とか終えまして、10月から早速かかれるように手配をしたいと思っております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

第61号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

第62号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） お願いいたします。

歳出のほうですが、今回大幅にと言えるのかよくわかりませんが、7,148万の追加ということですが、現状の中で、これが必要になったのは、介護保険の利用者の増減の関係でか、そうでないのか。そうでないとしたら何が原因でなったのか、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今回の補正額の7,148万円につきましては、平成30年度の精算が終わりましたので、前年度の繰越金を全額予算計上することに伴いまして、繰越金のほうを7,178万6,000円増額したものが主なものとなっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

ここはよくわかりましたが、この会計と違いますけれども、銀の郷の関係で、住民の皆さんから、銀の郷については笠松町に監督責任があるというふうに言われます。笠松町の病院じゃないところからお年寄りの方たちはそこに入所されている。木曾川というか一宮市の病院などがかかられているようですが、あかで汚れている、お風呂に入った様子がない、非常に食事が悪いと、こんなふうにあちらこちらから、何カ所かの病院から聞いたということで、あそこはということと言われるんです。その監督責任である町としては、時々その定時じゃない観察も必要ではないかと思うし、陣容が足りないか、雇わないか。ヘルパーさんの状況は足りないばかりの状況の中、それには必ず人件費も伴うわけですが、一旦入所が決まってしまうと、なかなかそこから出て動けないという状況もあり、本当に世話をさせていないという評価をされているようです。このままでいいのか、どう考えていらっしゃるのかお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

銀の郷さんにつきましては、地域密着型の施設でございまして、町のほうが指導監督を実施しなければいけません。年に1回は必ずその実地指導というものに入っております。ただ、状況によっては年に1度では指導がしっかりできなかつたりしますので、適宜指導のほうには入

らせていただいております。最近、特にそういう議員さんの今おっしゃられたようなことが耳にも入りましたので、頻度をたくさん、今実地指導のほうをしている段階であります。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 当然許可されているということは、設備としてはお風呂もあるでしょうし、食事のための施設はできているだろうと思いますけれど、本当に陣容がどうなのか。それから、行かれたときに幾つかの点で指導が受け入れられる状況にあるのかどうなのか。そして、こうした場合にどうしたらそういうことのないようにできるのか。本当に入られた人のためにも、このままではいかんなどということを私は感じるわけですが、何か考えていらっしゃることはありますか。最後まで町の責任ですよね。検査の結果などはどんな結果になっているのか教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

実地指導につきましては、その施設のハードの面だけではなくて、人員が基準を満たしているかどうかとか、その施設の中の清潔面とかそういうところも全てチェック項目がありますので、その項目に基づいてチェックをしております。ただ、やはり改善しなければいけないところもありますので、そういうところは当日その場で指摘もしますし、文書でもって指摘もし、またその後、改善しているかどうかという確認もしております。その確認も行って、1年後というよりも必要なときに頻度多く実施して、改善ができるようにというふうに指導を続けております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 3回目やったよ。もう3回終わりました。

○10番（長野恒美君） これで終わりますけれども、3回目ですけど。

それだけやっていらっしゃってもなおこんなことが、もう私は3年前ぐらいからずっと聞いていることなんですけど、なぜなのか。そして、そういうときに県とかいろいろな形でとか、また実際の経営状況のようなとか、そういうのはお聞きするというか、明らかにさせることはできないものなんですか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

もちろん今の地域密着のあの施設なんですけれども、その空所の場合のショートステイとかを県のほうが指定をしています。ですので、県のほうとも一緒になってその指導監査というのは実施をしております。ただ、財政状況とかにつきましては、法人になりますので、県のほうが法人の指導を、監査のほうをやっておりますので、町のほうでは今のところ把握ができてお

りません。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

第63号議案 令和元年度笠松町下水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この年度から下水道を30%値上げになったところだと思っておりますが、それでいいのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 下水道使用料の値上げについてでございますが、10月分から30%値上げをさせていただくということになっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） なお、消費税については別途の形でということになっているのですが、消費税についてはいつからですか、同じくでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 消費税につきましては、消費者の方が御負担をいただくというものでございますので、こちらも10月から消費税として納めていただいて、私どものほうが国のほうに納めさせていただくという形になります。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） そういうことでは、請求をするときに消費税分は幾ら、そして使用料は幾らと、そんな形で請求書って出ていくものなんですか。それだけお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 下水道使用料につきましては、水道料金もあわせてですが、消費税込みで請求させていただくということにしております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議ありません」の声あり〕

御異議ありませんので、これをもって、本日の会議は終了し、延会をいたします。

延会 午前11時40分